

「日本人の配偶者」

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 配偶者（日本人）の方の戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
* 戸籍謄本に、婚姻事実の記載がない場合には、戸籍謄本に加え婚姻届出受理証明書の提出をしていただきます。
- 3 申請人の国籍国（外国）の機関から発行された結婚証明書・・・・・・・・・・ 1 通
* 申請人の方が、韓国籍等で、戸籍謄本が発行される場合には、お二方の婚姻が記載された外国機関発行の戸籍謄本の提出でも差し支えありません。
- 4 配偶者（日本人）の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
* ただし、納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、課税証明書及び納税証明書の提出をしていただきます。
* 配偶者（日本人）が申請人の扶養を受けている場合等4を提出できないときは、申請人の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの）を提出して下さい。
- 5 配偶者（日本人）の身元保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
* 身元保証人には、日本に居住する配偶者（日本人）になっていただきます。
- 6 日本人の方の世帯全員の記載のある住民票の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
- 7 質問書・・ 1 通
- 8 スナップ写真（夫婦で写っており、容姿がはっきり確認できるもの）2～3 葉
- 9 旅券・・ 提示
- 10 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
（申請人本人が申請する際に必要となります）。
- 11 その他
①身元保証人の印鑑（上記5には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です）。）
②身分を証する文書等
* 代理人、申請取次者若しくは法定代理人が申請を提出する場合において申請を提出することができる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

「日本人の実子・特別養子」

提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
*地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 申請人の親の戸籍謄本又は除籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- 3 日本で出生した場合は次のいずれかの文書・・・・・・・・・・ 1通
 - ① 出生届受理証明書
 - ② 認知届受理証明書
*上記②については、日本の役所に届出をしている場合にのみ提出していただきます。
- 4 海外で出生した場合は次のいずれかの文書・・・・・・・・・・ 1通
 - ① 出生国の機関から発行された出生証明書
 - ② 出生国の機関から発行された申請人の認知に係る証明書（認知に係る証明書がある方のみ）
- 5 特別養子の場合は次のいずれかの文書・・・・・・・・・・ 1通
 - ① 特別養子縁組届出受理証明書
 - ② 日本の家庭裁判所発行の養子縁組に係る審判書謄本及び確定証明書
- 6 日本で申請人を扶養する者（複数の者の扶養を受ける場合は収入の多いもの）の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの）・・・・・・・・ 1通
*ただし、納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、課税証明書及び納税証明書の提出をしていただきます。
- 7 身元保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
*身元保証人には、日本に居住する日本人(子の親又は養親)等になっていただきます。
- 8 旅券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 9 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 10 その他
 - ①身元保証人の印鑑（上記7には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です。）
 - ②身分を証する文書等
*代理人、申請取次者若しくは法定代理人が申請を提出する場合において申請を提出することができる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。